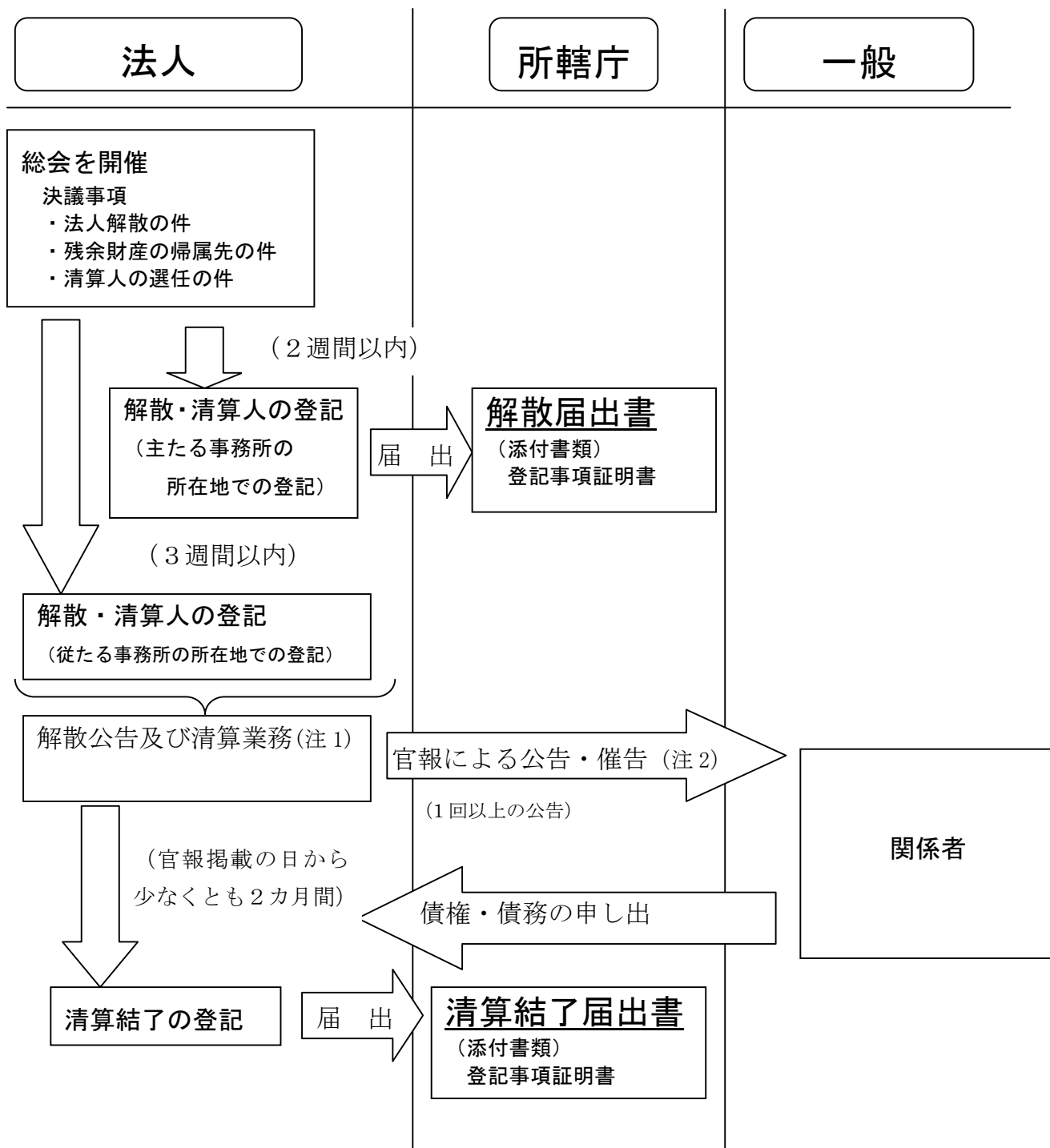


○解散（総会決議による解散）を行う場合のフロー



(注1)清算人は、以下の業務を行うこととなる。

- ①現務の結了
- ②債権の取立て・債務の弁済
- ③債権の申し出の公告(官報掲載の日から少なくとも2カ月間)と催告
- ④公告と催告により判明した債務の分配を完了する。
- ⑤残余財産がある場合は、財産の引渡しを行う。

(注2)官報掲載費用 最低でも4万円程度/回。